

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の17の2の規定に基づく特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（以下「医療費控除の特例」という。）の適用に関し、同法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明内容)

第2条 この要綱に基づく証明は、医療費控除の特例の適用を受けるにあたり、個人が健康の保持増進及び疾病の予防への取組として佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）第3条第1号により実施する健康診査（以下「後期高齢者健診」という。）を受診したことについて証明するものとする。

(対象者)

第3条 証明の対象者は、被保険者のうち、医療費控除の特例の対象となる費用を支払った年中に後期高齢者健診を受診した者とする。

(証明の依頼)

第4条 証明を受けようとする者は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）を広域連合長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第5条 広域連合長は、前条の規定による依頼があったときは、同条の規定により提出された依頼書及び後期高齢者健診の受診状況を確認し、相当と認めるときは、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を交付する。

(証明書の交付に係る手数料)

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年分 特定一般用医薬品等購入費を
支払った場合の所得控除に関する証明依頼書

年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合長 様

（依頼書提出者）

住所 _____
氏名 _____ 印
電話番号 _____
依頼者との続柄 _____

次のとおり租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことの証明を依頼します。

ふりがな	
氏名	
性別	男 ・ 女
住所	〒
生年月日	1 明治 2 大正 年 月 日 3 昭和
被保険者番号	
健診名	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第3条第1号により実施する健康診査
健診方法	1 集団健診 2 個別健診
健診受診日（※）	年 月 日
健診受診医療機関 【個別健診の場合】	

※ 1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したことが必要です。

<被保険者の方へ>

- 租税特別措置法第 41 条の 17 の 2 の規定に基づき、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除（セルフメディケーション税制（医療費控除の特例））の適用を受けようとする場合であって、後期高齢者健診を受診したことの証明が必要な方は、この依頼書に必要事項をご記入のうえ、お住まいの市町の後期高齢者医療の担当窓口にご提出ください。

- ただし、以下の領収書や結果通知表等のいずれかがあれば、この証明は必要ありません。該当する領収書や結果通知表を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。
 - ・ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
 - ・ 市町村のがん検診の領収書又は結果通知表
 - ・ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
 - ※ただし、「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」の記載が必要
 - ・ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表
 - ※ただし、「勤務先（会社等）名称」「保険者名（加入医療保険名称）」の記載が必要
- 【注：いずれの場合でも、提出書類には次の①～③の記載が必要です。 ①氏名、②取組を行った年（1月1日以降に受診し、確定申告の対象となる年と同一の年に受診したものであること）、③事業を行った保険者、事業者若しくは市町の名称又は診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名】

- 依頼書を提出して広域連合から証明を受けた場合は、確定申告書に証明書を添付するか、確定申告の際に窓口で提示してください。

- 証明書の交付には時間を要することが予想されるため、余裕をもって依頼してください。

- 本税制の対象品目など、詳細については下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(参考) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組（インフルエンザ予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診等）を行う個人が、1月1日から12月31日までの間、特定一般用医薬品等の年間購入額が1万2千円を超えた場合、その超える部分の金額（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む。上限金額88,000円）が所得控除の対象となります。

様式第2号（第5条関係）

年分 特定一般用医薬品等購入費を
支払った場合の所得控除に関する証明書

氏名	
性別	
住所	
生年月日	
健診名	佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 第3条第1号により実施する健康診査
健診受診日	

上記の者は、租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを証明します。

年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 横尾 俊彦 印